

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	温泉の利用の許可
概 要	温泉法では、国民共有の貴重な財産である温泉の保護及び適正な利用を目的として、一般には利用を禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、温泉を利用しようとする者は、大阪市長から許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	温泉法 （昭和23年7月10日法律 第125号） 第15条
審査基準	<p>1 許可申請書には、次の書類が添付されていること。</p> <p>(1) 温泉利用施設の構造設備の概要</p> <p>(2) 法第18条第2項に規定する温泉成分分析に係る成分分析成績書（以下「成分分析成績書」という。）</p> <p>(3) 温泉掘削許可書の写し</p> <p>(4) 温泉増掘又は動力装置許可書の写し</p> <p>(5) 温泉採取許可書又は可燃性天然ガス濃度確認書の写し</p> <p>(6) 申請者が温泉掘削許可書の名義人と異なるときは、その理由書及びその利用契約書の写し</p> <p>(7) 温泉利用施設の建物の配置図及び平面図並びに配管の敷設状況を示す図面</p> <p>(8) 申請者が法人である場合は法人登記事項証明書</p> <p>(9) 飲用に利用する場合は、水道法第4条第1項に規定する水質基準に関する水質検査成績書</p> <p>(10) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 許可申請書の内容が、温泉法の規定を満たしていること。 その他、「温泉必携」（社団法人日本温泉協会発行、環境省自然環境局監修）掲載の運用通知によること。</p> <p>3 当該施設の実地検査の結果、許可申請内容と相違ないこと。</p>
標準処理期間	21日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	35,000円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000006095.html
備 考	